

部活動規約

部活動は指導者を得て、体育的・文化的活動などを愛好する生徒が集まり、心身を鍛練し、技術の習得向上を目指し、健全な発達を図るために、自主的な活動計画に基づいて、放課後等に行う課外活動（以後部活動）である。

部活動を通して、ルールを守り、粘り強い精神力を養うとともにたくましい体力をつくることによって学習意欲の向上を図り、学校生活を楽しく意義あるものにする。

規約1 指導者

指導者は開聞中学校の教職員であることとする。ただし学校長が認める指導者も含めることができる。また外部指導者を依頼するときは、学校長に届け、許可を得る。

規約2 活動

指導者は活動計画に基づいて規則正しい活動を継続する。なお、指導者がついていることを原則とする。

- (1) 土・日・祝日等の顧問不在の時は原則として練習しない。
- (2) 平日に顧問・副顧問不在の時は、誰も対処できない場合、練習中止とする。
- (3) 土・日・祝日の練習は顧問の判断によるが、原則として午前中とする。
水曜日は、ノー活動デーとし、土日の練習はいずれかの日を休養日とする。合わせて週2回の休養日を設けることとする。

規約3 時間

部活動と特別活動・学級活動を円滑にし、充実させるために次のような事を定める。

- (1) 特別活動・各種委員会・教育相談・学級活動等の取り組みについては
16時45分まで優先的にできる。もし時間を超える場合には、顧問に相談し部員同士で連絡を取り合い、話し合う。
- (2) 朝練習・昼休みは原則として練習（活動）はしない。
- (3) 長期休業中の活動は顧問の作成した計画にしたがって行うものとする。
- (4) 定期テスト前（期末1週間）は活動を中止する。ただし、大会の関係で練習をする場合は職員会議（職員朝会）で了解を得て、ある程度の練習確保ができる。

規約4 服装

- (1) 練習時の服装は部で定めたものとする。
- (2) 下校時の服装は制服、または部で定めたもの（ジャージ、ウインドブレーカー等）とする。

規約5 経費・用具

- (1) 経費は部活動費（体育後援会費）をもって充てる。
- (2) 施設・設備と主な用具は学校のもの開放する。

規約6 傷害等の補償

部活動中の傷害については、顧問は適切な処置（応急処置、学校長、教頭、養護教諭、担任、保護者、医療機関等への連絡）をする。事故が生じた場合は日本スポーツ振興センターの補償する範囲で善処する。

規約7 入退部の手続き

- (1) 入退部は最終的に顧問の承諾を必要とし、必要な手続きをとる。
※顧問の先生から退部届をもらうこととする。
- (2) 一度退部した部や3年生になってからの入部は原則として認めない。
- (3) 原則として、3年生は部活動引退後は受験勉強に専念すること。
※部員数減少のため土曜の練習のみ顧問の許可をとって3年生の練習参加を認める。夏休みについては週2の練習を超えない範囲で練習を認める。練習参加を認める生徒は、学校生活のきまりを守れる生徒を前提とする。

規約8 規約改訂

本規約の運用および改訂は部活動顧問会が当たる。

規約 9 その他

- (1) 顧問会で申し合わせ事項を決め、職員会議で了解を得て、部活動を円滑にする。
- (2) 事故発生においては、傷害発生時の救急体制を参考に処置する。
- (3) 本校で試合（練習試合）が行われるときは事前に連絡し、関係顧問と話し合いをしておく。

規約 10 部活動の参加について

部活動は、教育活動の一環であり、学校生活をしっかり送りルールを守った上で活動することが前提である。よって、問題行動等（法に触れる行為、暴言、授業妨害、暴力行為、いじめ、不要物の持ち込み等）が起こった後の部活動参加については、臨時で部活動顧問会を開催し対応について協議する。場合によっては該当者の練習停止・試合参加不可等の措置も考えられる。